

監査委員公表第2号

定例監査結果報告書について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和6年2月5日

戸田市監査委員 小川千恵子

戸田市監査委員 佐藤太信

令和6年2月5日

令和5年度 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を戸田市監査委員監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査対象

(1) 対象工事

戸田公園駅前高架通路補修工事

(2) 対象課所

都市整備部 道路管理課

総務部 管財入札課

2 監査期間

令和5年10月5日から令和6年1月26日まで

3 監査の着眼点(調査項目)

(1) 計画の目的と経緯(JR東日本との資産区分)、歩道橋点検調査方針

(2) 設計、設計基準、歩道橋点検調査結果、資料等の整備状況及びその運用設計書
(設計図書、仕様書、明細書)

(3) 積算

(4) 入札契約関係手続

(5) 工事監理、各種検査、材料試験等の実施状況

(6) 施工、安全管理

(7) 環境管理

(8) 維持管理

(9) 検査

(10) その他必要事項

4 監査の実施内容

戸田市監査委員監査基準及び監査の着眼点を基本とし、書類審査、関係者（都市整備部道路管理課、総務部管財入札課、工事請負者）の説明及び現場調査を行った。技術専門的な立場からの技術調査は、NPO法人彩の国技術士センターに委託した。

5 監査の結果

監査対象となった事務について、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、指摘事項には該当しないものの、今後の事務執行において改善等が必要な事項については、行政委員会事務局長を通じて関係者に適正に処理を行うよう求める。